

件名	愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年6月14日公布・平成26年4月1日ほか施行）

【制定の概要】

第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、条例で、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定等をすることができる者を定めることとされることに伴い制定

1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(規定する項目の例)

項目	内容
1 総則	・事業を運営するに当たっての基本方針
2 人員に関する基準	・事業所ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を置くこと。 ・事業所ごとに常勤の管理者を置くこと。
3 運営に関する基準	・居宅介護支援の具体的取扱方針 (業務のあり方、業務を行う介護支援専門員の業務等) ・事業所ごとに運営についての重要事項に関する規程を定めること。
4 基準該当居宅介護支援に関する基準	・上記1～3の基準を準用する。
5 独自基準	・指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を2年から5年に延長

2 指定居宅介護支援事業者の指定をすることができる者 ⇒ 法人（法改正前と同じ。）

施行日 平成26年4月1日

【その他参考事項】

用語の意味

○居宅介護支援（ケアマネジメント）

居宅要介護者がサービスの適切な利用をすることができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービスを提供する事業者との連絡調整等及び介護保険施設等への入所が必要な場合の介護保険施設等への紹介等を行うこと。

○指定居宅介護支援

都道府県知事の指定を受けた者が行う居宅介護支援

○基準該当居宅介護支援

指定居宅介護支援には該当しないが、県の条例で定める人員及び運営に関する基準を満たすと市町村が認める居宅介護支援

○介護支援専門員（ケアマネージャー）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等の心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、サービスを提供する事業者との連絡調整等を行う者